

令和元年8月吉日

お客様各位

デビットカード取引規定への 特則追加のお知らせ

平素より、当金庫をお引き立ていただき誠にありがとうございます。
当金庫は、キャッシュレス決済事業者として「キャッシュレス・消費者還元事業」に参加いたします。
これに伴い、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 デビットカード取引規定への特則の追加について

平成31年度政府予算に基づいて施行された「キャッシュレス・消費者還元事業」に基づき、当金庫が、キャッシュレス決済事業者として、「デビットカード取引規定」に定義される「デビットカード取引」を行う利用者（一般消費者に限ります。）に対して消費者還元を実施する場合には、「デビットカード取引規定」の特則として、[「キャッシュレス決済事業者が実施する消費者還元に関する規定」](#)が適用されます。

（※下線部分をクリックすると規定に遷移します。）

2 適用期間

令和元年10月1日～令和2年6月30日（9ヶ月間）

以上